



アリアンツ・ グローバル・インベスターズ

排除方針文書

2021年7月

Value. Shared.

Allianz 
Global Investors

1. 目的及び目標

この排除方針文書（以下、「本方針」）は、非人道的兵器に関与している企業及び石炭に関与している企業を、投資対象から排除するための、アリアンツ・グローバル・インベスターズの取り組み方を概説するものです。

方針策定の理由

非人道的兵器

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、防衛産業が平和を維持する手段を提供するために重要な役割を果たしており、兵器が国家と地域の安全保障を確保するために役立つことを理解しています。しかし、弊社は、非人道的な影響により、一部の規制の下で許容できないものとみなされ、非合法的である場合すらあるため、決して支援することが許されない、いわゆる「非人道的兵器」と呼ばれる特定のカテゴリーに属する兵器があると考えています。この理由から、アリアンツ・グローバル・インベスターズは、本方針に規定する非人道的兵器に関与している企業への投資を差し控えています。これに関連する国際協定や現地規制には、オタワ協定、クラスター弾に関する条約、化学兵器禁止条約、核兵器不拡散条約、ベルギーのLoi Mahoux（劣化ウラン兵器への資金提供の禁止）などがあります。

石炭

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、一般炭が気候変動の最大の原因であることを認識しています。国際エネルギー機関によれば、一般炭¹火力発電は、単独では、人間に起因する地球温暖化の最大の原因となっています。世界の年間平均気温は、産業革命前との比較で1°C以上も上昇していますが²、その上昇原因の約30%を占めています。パリ協定で設定された目標を達成する

ために、これに関連して気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が要求している進路に沿って、アリアンツ・グローバル・インベスターズは、地球温暖化を1.5°C以内に抑えることに取り組んでいます。この移行を促進するために、アリアンツ・グローバル・インベスターズは意欲的な気候目標を設定することを約束し、国際団体、企業及び市民社会と協力しています。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、ネットゼロを目指す国際イニシアティブ（Net Zero Asset Managers initiative）³の会員であり、クライメイト・アクション100+、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト、及び気候変動に関する機関投資家グループ（The Institutional Investors Group on Climate Change）に参加しています。

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、2019年に弊社のサステナブル戦略の中で、石炭に対する投資の制限を開始しました。また、弊社の投資ポートフォリオに含まれる企業に対し、石炭に基づくビジネス・モデルから脱却し、再生可能エネルギーに転換すること、並びに採掘及び燃焼における石炭の割合を最小化するための効果的な戦略を提示することを求めるエンゲージメントを行いました。

これまでも取り組みは実施されてきたものの、パリ協定で設定された気候目標を確実に達成するためには、世界中のあらゆるステークホルダーがさらなる取り組みを行う必要があります。このため、アリアンツ・グローバル・インベスターズは、以下に記載するとおり、その目標をさらに引き上げ、その範囲と奥深さの両面で弊社のアプローチをより厳格なものにしたいと考えています。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、基準の定義及び適用について、データ入手が困難な環境の中、できる限り入手可能な最善の企業データに依拠しております。

1 一般炭とは、発電において石炭を使うこと、及び一般炭を採掘することを指しています。冶金用石炭、つまり工業生産プロセス（鋼鉄、セメント、鉄、重金属などの製造）に使用される石炭は、今のところ商業的に採算の合う代替原料が十分な規模で存在しないため、含まれていません。

2 <https://www.iea.org/reports/global-energy-co2-status-report-2019/emissions>

3 <https://www.netzeroassetmanagers.org/>

2. 適用分野

投資範囲

本方針は、一定の排除基準を満たす企業によって発行された上場または非上場株式、及び債券類、並びに単独の証券に関するデリバティブに適用されます。その他のデリバティブやターゲット・ファンドは適用外です。また、ソブリン債及び／又は準ソブリン債にも適用されません。国際機関である発行体及び政府系機関である発行体も、ソブリン及びまたは準ソブリン発行体と見なされます。さらに、弊社の石炭基準に基づき排除される企業のグリーンボンドは、排除しません。

本方針のミューチュアル・ファンドへの適用は、2021年12月1日またはそれ以降に発効する各ミューチュアル・ファンドの文書に、本方針を含めることを条件とします⁶。

本方針は、「クラスター弾及び対人地雷に関するグローバル・ポジショニング・ステートメント」を置き換えるものです。

ポートフォリオ

本方針は、アリアンツ・グローバル・インベスターズが運用会社を務めているミューチュアル・ファンド⁴に適用されます。機関ファンド⁵及びマンデートについては、本方針の適用には、実行日を含め、各顧客の同意が必要となります。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、全てのケースにおいて、同意を取り付けることを目指します。本方針は、ポートフォリオ運用が外部のアセット・マネージャーに委任されているファンド及びマンデートには適用されません。

4 様々な関連のない投資家の投資をプーリングする、非公開市場の投資先に投資するファンドは、ミューチュアル・ファンドとみなされます。

5 アジア・パシフィックの司法管轄に開設されたファンド及び非公開市場の投資先に投資を行うファンドは、単独の、又は限られた数の投資に精通した顧客（または、各司法管轄における投資家分類に基づく類似の顧客）のみに配分されている場合は、機関ファンドとみなされます。

6 本方針を各ミューチュアル・ファンドの文書に含めるにあたっては、各司法管轄の現地要件が条件となる場合があります。

3. 排除される 投資先

非人道的兵器

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、以下に挙げる兵器の開発、製造、使用、保守、販売申出、流通、輸出入、保管又は輸送に関する企業への投資を行いません。

- 対人地雷
- クラスター弾
- 生物兵器
- 化学兵器
- 核不拡散条約 (NPT) の枠外の核兵器
- 劣化ウラン兵器

石炭

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、以下に該当する企業への投資を行いません。

- 収益の30%超を一般炭の採取から得ている企業
- 発電量の30%以上を石炭に依存している企業⁷。

(1) これらの閾値を5%ポイント以内の範囲で違反している発行体、又は(2) 発電量30%の閾値を5%ポイントを超えて違反しており、発電によって発生する収益が発行体の総収益の10%未満である発行体のうち、信頼できる脱炭素事業戦略を有し、そのための実行可能な取り組み事例が作成・実施されている発行体、については、免除措置が検討されます。この免除措置には、アリアンツ・グローバル・インベスターズのサステナブル投資ワーキング・グループの承認が条件となっており、年1回以上の再評価が必須となります。

⁷ 発電量データが入手可能な範囲とし、入手できない場合は、収益データが適用されます。

4. 売却

本方針の適用によって、既存の保有持分を売却することが必要となる場合、影響を受ける企業の公開株式及び単独の証券に関するデリバティブ商品の持分は、市場の状況及びファンドにとっての最善の利益を考慮し、適時に売却されます。公開取引されている債券の持分は、それぞれの投資の満期又は2022年6月30日のうち、先に訪れる日まで保有することができます⁸。非公開市場への投資は、各投資の満期まで保有することができます⁹。新規投資は、公開取引による投資、非公開取引による投資のいずれについても認められません。

⁷ アジア・パシフィックの司法管轄に居住するミューチュアル・ファンドについては、それぞれの日付は2023年6月30日になります。

⁸ インフラ投資を含むプライベート・エクイティ投資については、投資の満期はそれぞれの戦略のバイ・アンド・ホールドの性質を反映したも strategyのとなります。

5. データ及び 方法論

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、ここまで説明してきた基準に基づき、投資から排除すべき企業を特定し、文書化するプロセスを整備しました。

上場有価証券への投資について：

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、これらの企業の特定にあたり、外部調査サービス・プロバイダーによって収集された情報及び、それらによって提供された解釈を使用しています。外部調査サービス・プロバイダーを利用することによって、アリアンツ・グローバル・インベスターズは、前述の排除基準に基づき発行体を体系的にスクリーニングし、制限対象発行体のリストをメンテナンスします。アリアンツ・グローバル・インベスターズは、制限対象発行体のリストを定期的にアップデートします。

企業の階層構造に沿って排除を取り扱うルールは以下の通りです。

子会社から親会社へ：

－非人道的兵器：過半数所有者及び支配株主は、子会社の評価を受け継ぎます。

－石炭：20%以上の持分所有比率の場合、子会社の石炭による収益及び発電による収益は、持分所有比率に比例して親会社の収益に加算されます。次に、親会社の石炭による収益が再計算され、セクションIIIに提示された閾値に対して評価されます。

親会社から子会社へ：

－弊社は、既定のプロセスとして、「ダウンワード・ウォーターフォール」（滝のように上から下へ）方式を採用しています。つまり、排除対象企業の子会社も、全て排除対象となるということです。セクションIIIに記載されている事業活動のいずれにも関わっておらず、かつ、信頼性の高い脱炭素事業戦略を導入している子会社は、例外が認められる可能性があります（子会社調査チームによる検証が行われません）。

非公開市場での投資について

前述の排除基準は、将来の全ての投資における組成及びデュー・ディリジェンス・プロセスの一環として扱われ、これによって、あらゆる規制対象の投資をスクリーニングし、検討対象から除外します。各企業は個別に評価され、セクションIIIで説明している排除基準に照らして調査されます。

6. 排除対象企業及び ポートフォリオ 保有内容の開示

排除リストに掲載されている個々の企業の名称は公表されません。弊社のミューチュアル・ファンドによる全てのポートフォリオ保有内容は、一般的に、ファンドの報告書の中で公開され、最大の保有銘柄はより頻繁に報告されます。

7. 本方針のアップデート 及びメンテナンス

ウェブサイトにおいて公開されます。

アリアンツ・グローバル・インベスターズは、排除方針を少なくとも年一回、また規制や市場環境に、調整を必要とする重要な改正や変化があった場合にはそれ以上の頻度で、見直しを行います。

8. 通知

本方針は、Allianz Global Investors Holding GmbH、Allianz Global Investors GmbH及びAllianz Global Investors U.S. Holdings LLCの支配下にある全ての事業体、並びに全ての地域に所在するそれらの関連会社及び支店に適用されます。なお、これには、Allianz Capital Partners GmbHが含まれます。

本方針は、アリアンツ・グローバル・インベスターズによって作成されたものであり、予測、調査又は投資の助言として依拠されることを意図したのではなく、また、有価証券の売買若しくは投資戦略の採用に関する推奨、提案又は勧誘にはあたりません。本方針は、情報提供のみを意図したものです。本方針の内容の複製、公表又は伝送は、その形式にかかわらず、禁止いたします。

Allianz Global Investors GmbH

Bockenheimer Landstraße 42,
60323 Frankfurt am Main,
Germany

www.allianzgi.com

Investing involves risk. The value of an investment and the income from it will fluctuate and investors may not get back the principal invested. Environmental, Social and Governance (ESG) strategies consider factors beyond traditional financial information to select securities or eliminate exposure which could result in relative investment performance deviating from other strategies or broad market benchmarks. Past performance is not indicative of future performance. This is a marketing communication. It is for informational purposes only. Document does not constitute investment advice or a recommendation to buy, sell or hold any security and shall not be deemed an offer to sell or a solicitation of an offer to buy any security.

The views and opinions expressed herein, which are subject to change without notice, are those of the issuer or its affiliated companies at the time of publication. Certain data used are derived from various sources believed to be reliable, but the accuracy or completeness of the data is not guaranteed and no liability is assumed for any direct or consequential losses arising from their use. The duplication, publication, extraction or transmission of the contents, irrespective of the form, is not permitted.

This material has not been reviewed by any regulatory authorities. In mainland China, it is used only as supporting material to the offshore investment products offered by commercial banks under the Qualified Domestic Institutional Investors scheme pursuant to applicable rules and regulations. This document does not constitute a public offer by virtue of Act Number 26.831 of the Argentine Republic and General Resolution No. 622/2013 of the NSC. This communication's sole purpose is to inform and does not under any circumstance constitute promotion or publicity of Allianz Global Investors products and/or services in Colombia or to Colombian residents pursuant to part 4 of Decree 2555 of 2010. This communication does not in any way aim to directly or indirectly initiate the purchase of a product or the provision of a service offered by Allianz Global Investors. Via reception of his document, each resident in Colombia acknowledges and accepts to have contacted Allianz Global Investors via their own initiative and that the communication under no circumstances does not arise from any promotional or marketing activities carried out by Allianz Global Investors. Colombian residents accept that accessing any type of social network page of Allianz Global Investors is done under their own responsibility and initiative and are aware that they may access specific information on the products and services of Allianz Global Investors. This communication is strictly private and confidential and may not be reproduced. This communication does not constitute a public offer of securities in Colombia pursuant to the public offer regulation set forth in Decree 2555 of 2010. This communication and the information provided herein should not be considered a solicitation or an offer by Allianz Global Investors or its affiliates to provide any financial products in Brazil, Panama, Peru, and Uruguay. In Australia, this material is presented by Allianz Global Investors Asia Pacific Limited ("AllianzGI AP") and is intended for the use of investment consultants and other institutional/professional investors only, and is not directed to the public or individual retail investors. AllianzGI AP is not licensed to provide financial services to retail clients in Australia. AllianzGI AP (Australian Registered Body Number 160 464 200) is exempt from the requirement to hold an Australian Foreign Financial Service License under the Corporations Act 2001 (Cth) pursuant to ASIC Class Order (CO 03/1103) with respect to the provision of financial services to wholesale clients only. AllianzGI AP is licensed and regulated by Hong Kong Securities and Futures Commission under Hong Kong laws, which differ from Australian laws.

This document is being distributed by the following Allianz Global Investors companies: Allianz Global Investors U.S. LLC, an investment adviser registered with the U.S. Securities and Exchange Commission; Allianz Global Investors Distributors LLC, distributor registered with FINRA, is affiliated with Allianz Global Investors U.S. LLC; Allianz Global Investors GmbH, an investment company in Germany, authorized by the German Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin); Allianz Global Investors (Schweiz) AG; Allianz Global Investors Asia Pacific Ltd., licensed by the Hong Kong Securities and Futures Commission; Allianz Global Investors Singapore Ltd., regulated by the Monetary Authority of Singapore [Company Registration No. 199907169Z]; Allianz Global Investors Japan Co., Ltd., registered in Japan as a Financial Instruments Business Operator [Registered No. The Director of Kanto Local Finance Bureau (Financial Instruments Business Operator), No. 424, Member of Japan Investment Advisers Association and Investment Trust Association, Japan]; and Allianz Global Investors Taiwan Ltd., licensed by Financial Supervisory Commission in Taiwan.

本方針は英語版が正文であり日本語版は参考情報です。これら両言語版の間に齟齬がある場合には英語版が優先されます。